

08 文部科学省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	学校園用務業務に係る継続的人材派遣委託契約事業	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	1016010
提案主体名	堺市教育委員会		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省 文部科学省
-------------	----------------

求める措置の具体的内容	労働者派遣法施行令(政令)第4条(いわゆる、政令指定26業務)への、「学校園用務業務」の追加認定
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本市における行財政構造の改革の推進、とりわけ、業務のアウトソーシングについては、行政責任の下、多様な実施主体で公共サービスを担うべきという観点から積極的な取り組みをおこない、全国的にも稀と思われる、学校園用務業務の人材派遣委託契約を、平成19年度から締結しているところである。</p> <p>しかしながら、本年度(平成21年度)末をもって3年を迎え労働者派遣法等の規制から、用務担当職員の任用・補完方策を検討する必要に直面している。</p> <p>未だ、学校園における用務担当職員の直接配置の希望は根強い^が、いわゆる単労職員の採用の新規雇用が困難を極めており、特に高齢者の雇用創出に資する本業務の規制緩和を要望するものである。</p>

08 文部科学省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	茶道を初等教育の教育課程とする特区	都道府県	香川県
		提案事項管理番号	1027010
提案主体名	善通寺市		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	茶道を初等教育の教育課程に組み込む
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>「人が人を大切にする」、当たり前なこと大切なことが現代では出来にくくなってしまいました。他人の心を傷つけ、わが身を振り返らず、自分さえよければと言う風潮が社会に溢れかえっています。本市においても例外でなく、児童を取り巻く教育環境の変化により、行動に落ち着きがなく、相手を思いやる心が乏しい児童が多く見られるようになり、学習規律が身につかず、授業に集中できない児童が増えてきています。こうした時代に、人を敬い、和みの世界と物事に動じない心を子どもたちに身につけさせてやりたいという願いから、本市では小学校の教育課程として「茶道」を取り入れたいと考えています。</p> <p>「茶道」については、これまでも希望する児童を対象に特別活動(クラブ活動)の時間や、学校裁量の時間において実施していますが、参加している児童の言動を検証しますと明らかに言葉づかいが丁寧であり、立ち居振る舞いにも落ち着いた態度が見られるという成果が上がっています。これは、千利休が唱えたと云われる「和敬静寂」の茶道の精神にも通じるものがあり、あらゆる動作や言葉が相手への「もてなしの深い心」が児童に育ってきたものと考えます。そこで、このような成果を市内の4・5・6年生すべての児童に身につけさせたいと考え、「茶道」を正規の教科として新設し、教育課程に位置づけて実施します。なお、指導者は、市内在住の茶道家に協力を要請したいと考えています。</p> <p>本市では、「躰のできるまちづくり」を目指し、幼・小・中の12年間を見通した連携による「しつけ教育」を実施していますが、児童が「茶道」を学ぶことにより、心を豊かにし、規律正しい日本人の育成になるものと願っています。</p>

08 文部科学省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	アジア太平洋研究所プロジェクト	
要望事項 (事項名)	修士の学位授与の要件の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1034040	
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>大学による修士の学位授与について、修士課程を置く大学院において、原則として2年以上在籍し、30単位以上を取得し、研究指導を受けて修士論文又は特定課題についての審査又は試験に合格し、修士課程を修了した者に対して授与することとされているところ、研究機関に所属する研究員等であって、当該研究機関と大学等による共同研究に1年以上参加し、当該共同研究の成果に関する報告、論文等を大学に提出し、審査を受け、これに合格した場合については、学位規則第3条の適用にあつては、修士課程を修了したものとみなすことを求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>大阪駅北地区先行開発区域プロジェクトの一環として設立準備が進められている、「アジア太平洋研究所」は、関西地域とアジア太平洋諸国を結ぶ結節点であり、同プロジェクトにおけるナレッジ・キャピタルの一翼を担う重要な存在である。同研究所は我が国の研究機関、企業等と海外の研究機関との接点として位置づけられ、アジア・太平洋諸国から招聘した研究者と、我が国の企業、大学等との共同研究プロジェクトを実施する予定である。当該研究プロジェクトにおいては、産学官の上手な連携を通じたアジア・太平洋諸国に共通の課題の解決につながる研究が行われ、その成果は、我が国及びアジア太平洋諸国の政府等に対する提言として活用されるとともに、当該研究プロジェクトに参加した企業等においても事業活動等に反映されることを想定している。また、こうした研究の結果の積極的な発信を通じて、アジア・太平洋諸国における当該研究所の認知を高め、優秀な研究者のリクルートメントにもつなげることをしている。招聘される研究者には同研究所の研究員の地位が付与されるが、今後の活躍が期待される若手の研究者が中心であり、その中には学士より上の学位を有していない者や我が国の大学における学位の取得に魅力を感じ、これを希望する者も含まれる。本提案は、こうした研究員の共同研究プロジェクトにおける成果に対して、学位の付与を通じて社会的に明確な評価を与えるとともに、同研究所、アジア・太平洋諸国の研究者及び大学との連携を明確にすることを通じて学位を付与する大学の質及び地位の向上並びにイノベーションの促進を図り、もって地域経済の地位の向上につなげることを目指すものである。</p>

08 文部科学省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	地域活性化モデル事業	
要望事項 (事項名)	NPO 法人が整備するソーラ事業への整備補助金と 売電価格適用の緩和。〔2MW 発電所〕と〔公共施設〕 &〔一般家庭・戸建住宅〕設置のソーラ事業)	都道府県	高知県	
		提案事項管理番号	1059020	
提案主体名	(株)ドゥブラコン			

制度の所管・関係府省庁	総務省 文部科学省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	NPO 法人が、公共施設の屋根へソーラパネルを設置する事業を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>NPO 法人が「ソーラ発電所(2MW)の整備・発電事業」と「公共施設(学校、庁舎等)と一般家庭・戸建住宅へのソーラパネル無料設置による売電等の事業」をすることで、市財政と住民への負担を掛けずに地域での太陽光発電の普及と雇用を図る。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県は日照条件の良さから、ソーラ発電量が全国一であり、「南斜面に面した当該敷地に、2MW のメガソーラ発電所の整備・運営」と「公共施設(学校、庁舎等)と一般家庭・戸建住宅へのソーラパネル無料設置による売電とグリーン電力認証の事業」によって地域でのソーラタウンモデル事業が可能な立地条件を備えている。 ・ソーラ発電促進を目的とした NPO 法人の事業であることより、整備補助金や売電料金の適用を公共や一般家庭への優遇措置を適用する事で、事業の安定化が図れる。 ・事業間利益を活用して電気自動車を導入することで、公用車や郵政へのカーシェアリング事業もモデル的に実施。 <p>【措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設(学校、庁舎等)の屋根へのソーラパネル設置規制の緩和。

08 文部科学省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部の設置の許可	都道府県 提案事項管理番号	愛媛県 1062010
提案主体名	今治市 愛媛県		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 農林水産省
-------------	----------------

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備事業により整備した宅地に、学校法人が世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成し、四国や西日本の高校生の教育機会を高めるとともに、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を解消し、大学を核とした地域再生を果たしたい。</p> <p>(提案理由)</p> <p>鳥や豚のインフルエンザなど人獣共通感染症の脅威が高まる中、日本獣医師会などから産業動物分野、公衆衛生分野、小動物臨床分野の獣医学教育の改善が課題と指摘されている。このため、こうした課題に対応する世界水準の教育課程や教員配置を行う高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置するための規制緩和を行う特区の設置を提案する。米国では獣医職を人材養成の中心課題とし、連邦獣医学施設の抜本的拡充が図られているが、わが国ではペット産業の隆盛が産業動物分野、公衆衛生、食品衛生、動物検疫などへの人材供給にマイナスの影響を及ぼすことが懸念されている。現在全国930人の定員の内、西日本には国公立大学の165人しか割り当てがなく、箱根以西でも195人しかない。特に、四国には1つも獣医学部がないことから、卒後研修機関もない。一方、家畜衛生や公衆衛生分野を担う自治体に勤務する獣医師不足は危機的状況にある。このため、特区で獣医学部を設置し、四国の学生の進学を増加を図り、学生募集の地域枠の設定や卒業生の四国への従事を奨励することなどにより、農林水産省の「獣医師の需給に関する検討会報告書」で示された将来の四国の獣医師の供給の不足、特に、家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足の解消、新興の動物の伝染病等に迅速かつ専門的な対応が可能になり、動物医療の推進や高次医療の展開に貢献できる。</p>

08 文部科学省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	学校事務員の教師補助	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1079010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>教師が生徒と向き合う時間を増やすため、学校事務職員が教師の行う教育に密接に係る事務作業を手伝える状況を整える。具体的には学校教育法第37条14、15項の内容を変更し、助教諭が不足しているなど、やむをえない場合に、学校事務職員に、教諭の職務を助けることを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>教育現場では、いま教師が勉強を教え、生徒と向き合う時間以外に事務作業に追われ存分に教育活動に時間をさけない状況がある。そこで現在いる事務職員に教師の補助的な仕事をさせる権限を与える。</p>

08 文部科学省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	中学校学習指導要領第9節外国語工文法事項(イ)	都道府県	神奈川県
	文型 変更	提案事項管理番号	1082010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
--------------------	-------

求める措置の具体的内容	「中学校学習指導要領第9節外国語工文法事項(イ)文型」の中の5文型を用いる指導法の撤廃
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>平成20年5月26日教育再生懇談会第一次報告によると、現在日本が目指す英語教育の指針として国際的に通用する人材を育てるために抜本的な英語教育の強化が挙げられており、その他の東アジア諸国を参考とした英語力の質、語彙量を目指し、コミュニケーション力を重視する方針を示している。それにも関わらず、現在学術的要素の強い5文型を必須指導項目にしているのはこれに適さない。</p> <p>主な理由:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを重視した英語教育を行う際に5文型はあまり意味をなさない。基本的な文法事項のみをまずは理解してから英語を使ってコミュニケーションをとる方が、より生きた英語力を手に入れることができる ・そもそも5文型とは英語を母国語にしている人たちにとっては、日本人である私たちが国語で用いる品詞分解のようなものであるため、英語力を十分に持っている人が更に理解を深めるために用いるものであるため、中学校英語の初段階で必修事項として教えるものではない ・実際英会話に用いる生きた英語はこの5文型に当てはまらないものが多々ある ・先進国で5文型による指導を必須としているのは日本だけである。たとえば台湾と韓国は近年5文型での指導法を廃止した ・中学校英語には5文型を適用しなければならないような複雑難解な英文解釈はないので5文型を教え込む必要がない <p>以上の理由より教育指導要領の5文型を元にした項目を撤廃するべきである。</p>

08 文部科学省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人児童の教育に関する条文の改正について	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1085010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
「海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと」の条文に外国人児童も対象となっていることを明文化する。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>現在、日本には多くの外国人が在住しており、その中には義務教育の対象となる児童も含まれている。しかし、彼らに対する教育制度は十分なものではなく、言語や文化の面で困難が生じているのが現状である。これに対し、小学校学習指導要領で第1章第5の2(7)のように定めているが、この条文では一見すると、帰国子女を対象としたものであり、この対象に外国人児童が含まれるかについては明確でない。文科省の解説を参照すると、外国人児童に対する指導についても十分な配慮が見られる。これを踏まえ、外国人児童の指導環境の向上を目指すためにも、条文に対象として「海外から帰国した児童及び外国人児童」を明文化することを提案する。</p>